

京都大学 大学文書館だより

Kyoto University Archives Newsletter

第20号

目次

戦時下の京都帝国大学

駒込 武 …………… 2

公文書管理法施行への京都大学大学文書館の対応

西山 伸 …………… 4

日誌 …………… 6

大学文書館の動き：

常設展「京都大学の歴史」のリニューアルを行いました

…………… 7

人の動き …………… 7

届かぬ公開状

—「大逆事件」が問うたもの—

福家 崇洋 …………… 8



文学部陳列館正面

山本治兵衛、永瀬狂三設計のもと1914年に同館正面が竣工し、20年代に3度増築された。撮影時期は1920～30年代と思われる。京都帝国大学期における代表的建築物のひとつであり、現在登録有形文化財に指定されている。建物正面と東辺は現存しており、本部キャンパスと百万遍を往来する人々の目を楽しませてくれている。

戦時下の京都帝国大学

京都大学大学院教育学研究科准教授 駒込 武

戦時下の大学をめぐる重要なトピックとしてまず思い浮かぶのは、京大滝川事件・天皇機関説事件のように「学問の自由」を脅かした諸事件や、いわゆる「学徒出陣」である。もとよりこれらは重要な出来事である。ただし、もしも「戦争により逼塞させられた学問」「沈滞したキャンパス」というイメージをそこから導き出すとしたら、それは一面的な歴史像ということになってしまうだろう。「戦争景気」という言葉があるが、大学もまた戦争のもたらす興奮の中である種の「バブル」に沸き立っていた側面があるのではないか。この10年近く戦時下における学問の統制と動員に関わる共同研究に携わってきて、その思いを強くしている。

戦時下の京都帝国大学の空気を感じるために、試しに『京都帝国大学新聞』を紐解いてみたことがある。たとえば、第364号（1943年5月20日付）の第1面には「本年度科学研究費／本学関係は百二十一件」という見出しで、科研費の交付対象として採択された研究題目・研究代表者・補助金額がずらりと記されている。科研費が創設されたのは1939年、陸軍大将荒木貞夫が文部大臣をしていた時期のことである。本学理学部出身の科学史家・広重徹が『科学の社会史』で指摘したように、基礎科学の振興が総力戦体制の構築に役立つと考えられたからこそ、一挙に300万円という莫大な予算が認められたのだった。科研費は、創設当初は自然科学だけを対象としていたが、1943年度からは人文・社会系の諸学問にも助成の対象を拡大した。

先の『京都帝国大学新聞』の紙面には「月曜講義題目決定 “大東亜建設の理念” を中心に」という見出しも見られる。月曜講義とは、今日の「春秋講義」と同様、市民も対象とした公開講座である。第1回は1938年4月25日の夜7時から法経第一教室で開催、

講師として登壇したのは西田幾多郎であった。1943年には田辺元を皮切りとして、高坂正顕、西谷啓治らによる連続講義という形式で行われた。「栄華の巷低く見て」という第一高等学校の著名な寮歌^{ちまた}を持ち出すまでもなく、帝国大学という特権的空間と外部世界の懸隔は大きかったから、この月曜講義の試みは画期的なものを受けとめられたことだろう。新聞には「学外聴講者はすでに満員」と記されている。ただし、講義の題目が「大東亜建設の理念」だったことは、やはり見過ごすことのできないポイントである。

同じ紙面には「文化建設を主題に／於本学／教育学特別学会」とも書かれている。この見出しだけでは何を指しているのかわかりにくいだが、この場合の「教育学特別学会」は、日本諸学振興委員会が主催した学会を指す。日本諸学振興委員会とは、天皇機関説事件への対応策の一環として文部省が1936年に設けた組織であり、法学、経済学、哲学、歴史学、地理学、国語国文学、教育学、芸術学、自然科学という9つの学科部門を設けて、およそ年に一回の頻度で学会を開催していた。文部省を会場とすることが多かったが、京都帝大でも、1941年に哲学会と芸術学会、1942年に法学会、1943年に教育学会、1945年に哲学会が開催された。ちなみに、戦前期において教育学という学問領域は文学部哲学科の中の一講座に過ぎなかったから、法学や経済学と肩を並べる形式での学会開催は、当時の教育学関係者にとっては「二階級特進」ともいえるべき「荣誉」と受け取られたのではないかと思われる。他方、医学系、理学系、工学系をひっくるめて「自然科学」としていることは、事業の力点が人文・社会科学に置かれていたことを示す。

日本諸学振興委員会の委員は学者と文部官僚から構成され、各学会毎に統一テーマとも

いべき研究発表主題を設け、発表者を選定した。新聞見出し中の「文化建設を主題に」というのは、正確には「大東亜の文化建設と教育及教育学」を研究発表主題としてということである。京都帝大のスタッフでは、宮本英脩（法学）、高田保馬（経済学）、田辺元（哲学）、濱田耕作（歴史学）、小牧実繁（地理学）、吉澤義則（国語国文学）、植田寿蔵（芸術学）、木村素衛（教育学）、松井元興（自然科学）などが委員を委嘱された（カッコ内は担当の学科部門名）。

京都大学大学文書館の所蔵する文部省往復書類には、日本諸学振興委員会の委員委嘱等にかかわる文書が含まれている。たとえば、1938年4月6日付で、教学局長官から京都帝大総長宛に経済学部教授高田保馬を委員に委嘱したいという照会がなされている。教学局は1937年に文部省の外局として設けられた組織であり、日本諸学振興委員会に関する事務を管掌していた。教学局からの照会には「本人ノ内諾」を得ているという追って書きがなされているにもかかわらず、4月12日付の京都帝大の回答では「教務ノ都合ニテ応嘱致兼ネ」と委員就任を拒絶している。ところが、4月18日付で再度の回答がなされて今度は委員就任はさしつかえないと記し、12日付の回答は「行違」なので取消すと記している。話が二転三転した理由はわからない。滝川事件の記憶も真新しい状況の中、文部省・教学局という国家機関が官製の「学会」をお膳立てすることへの警戒感が存在していた可能性もあるし、単に高田が当時経済学部長であったこととの兼ね合いが問題にされただけの可能性もある。いずれにしても、高田はその後むしろ積極的に「日本諸学振興」というプロジェクトに参加するようになったとみられる。そのことは、「大東亜戦争」勃発直後に開催された委員会に関して「穂積重遠、高田保馬、和辻哲郎氏等二十三名が出席、昭和十七年度の事業計画につき協議を行ひ、大東亜共栄圏の建設を目標とした学問報国に邁進することになつた」と雑誌に記されていることから推定できる（『興亜教育』1942年2月号）。

ここでこうした記事を取りあげて、高田らの行動を論難したいわけではない。委員に名を連ねたという事実だけでは、実際のところどのような働きをしていたかはわからないからである。むしろここで指摘しておきたいのは、日本諸学振興委員会が、日本学術振興会（1932年創立）と同様に、まがりなりにも学問の「振興」をその目的として謳っていたことの重要性である。学問を「振興」するための組織なのだという趣旨は、研究助成をめぐる制度との結びつきとして具体化された。たとえば、1944年度には日本諸学振興委員会が、研究課題と研究者を指定して研究助成金を交付する制度を設けた。今日の委託研究のような仕組みである。その際に強調されたのは、「国家有用」の学問研究を「振興」しなくてはならないということであった。研究者の側からすれば、自分の研究関心を「大東亜の文化建設」というような主題に巧みに載せて「国家有用」の研究であることをアピールできれば、極度の物資窮乏の折に潤沢な研究費に恵まれる状況が形成されたわけである。戦時下の『京都帝国大学新聞』の紙面から浮かび上がってくるのは、こうした政策措置が、戦時下においても、あるいは戦時下だからこそ魅力を放ち、京都帝大のキャンパスを色めき立たせていた風景である。

その色めきたつ風景は、はたして「過去」のものといえるのだろうか。最近では「国家有用」という言葉が「社会貢献」というソフトな表現に置き換えられただけではないかと思えることもある。そもそも学問研究の「有用性」とはどういうことなのか…。亡くなった人を悼む行為のように「有用性」という次元に還元できない行為の重要性を含めて、考えてみなくてはならないと思う。

〔附記〕 この小文は、以下の共同研究をまとめる過程で蓄積された知見を、筆者の責任においてまとめたものである。駒込武・川村肇・奈須恵子編『戦時下学問の統制と動員—日本諸学振興委員会の研究—』（東京大学出版会、2011年）

公文書管理法施行への京都大学大学文書館の対応

京都大学大学文書館准教授 西山 伸

2011年4月1日、公文書等の管理に関する法律（以下、「公文書管理法」と表記）が施行され（同法については、本誌第18号掲載の藤井譲治「『公文書管理法』と国立大学法人」参照）、同時に同法施行令により、京都大学大学文書館は「国立公文書館等」として内閣総理大臣より指定された（『官報』号外第63号、2011年3月30日）。本稿では、当館が指定を受ける経緯と、受けるに当たっての具体的対応について述べることとする。

1 指定までの経緯

昨2010年6月30日、内閣府大臣官房公文書管理課（以下、「管理課」と表記）から各行政機関・各独立行政法人等の文書管理担当者宛に「『国立公文書館等』として政令で定めることが適当であると考えられる施設」の有無に関する事前調査があり、京都大学は当館を当該施設として資料を提出した。

次いで、10月19日には国立大学法人等を対象とした「公文書等の管理に関する法律の施行に伴う説明会」が開催され、また同日「国立公文書館等」の指定希望施設について具体的な現状を記載した資料の提出を求める通知が管理課から送られてきた。提出を求められた資料とは、「1 施設の設置目的、機能等に関する規定類等」「2 施設の整備に関する資料等」「3 職員の配置等に関する資料等」であり、いずれも提出時のものであった。

11月11日を期限とするこの資料の提出後、次の段階として12月9日には、管理課より「ご

提出いただいた資料等につき検討した結果、貴施設については、概ね国立公文書館等としての指定の候補となるものと判断いたしました」として、公文書管理委員会で審議された「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン案」（以下、「ガイドライン」と表記）に基づいて利用等規則案を12月28日までに提出するよう通知が送られてきた。当館では、若干の紆余曲折があったが、結局利用等規則案（京大では「京都大学大学文書館利用等要項」）をガイドラインの内容を可能な限り反映させた形にして提出した。この前後、管理課との間では個々の条文をめぐって何回かやりとりがあり、それらの指摘も取り入れて利用等要項案は作成された。

さらに、年明けの1月19日に開催された公文書管理委員会において法人提出の利用等規則案についての審議が行われ、京大では筆者が説明者となり、短時間であったが委員との間に若干の質疑応答があった。その後も利用等要項案について引き続き管理課とのやりとりがあり、3月11日には内閣府審議官が当館を視察に訪れ、施設の状況などについて意見交換が行われた。そして、前述のとおり最終的に当館は「国立公文書館等」としての指定を受けたわけである。

2 具体的対応

(1) 規程類

従来の京都大学大学文書館利用要項は、今回の指定を受けるにあたって全面改定され京

都大学大学文書館利用等要項となった。前述のとおりこの要項はガイドラインに沿って作成されており、原則として受入1年以内での排架、統一的様式の日録公開、個人情報保護、利用者による異議申し立て制度、写しの交付の際の館による手数料徴収等多様な項目を規定している。

ところで、公文書管理法においては、法人文書の廃棄は文書館への移管前に文書作成者が行うことと規定されている（第11条4）。しかし、一方で京大では各部署・部局から大学文書館に非現用法人文書が全面移管され、大学文書館が廃棄作業を行ってきた実績がある。そこで、今回京大では「京都大学大学文書館への法人文書等の移管等に関する要項」を一部改正し、総括文書管理者は歴史公文書等の認定又は廃棄の決定を「大学文書館長に専決させることができる」という条文を設け、これまでの作業の継続性を担保することとした。

(2) 保存環境

ガイドラインでは、温湿度管理や消火設備をはじめとした書庫の保存環境整備について厳しく言及されている。当館では、2011年4月に新書庫棟の使用を開始するのを契機に、新書庫棟内のすべての書庫に空調設備を入れるとともに、多数の除湿器を設置、消火設備その他に関しても管理課との連絡をとりつつ、ガイドラインに求められているレベルに近づけるよう努めた。

(3) 利用

ガイドラインに従って、これまで週3日だ

った開館日を週5日（平日すべて）と変更した。また、利用者が自ら持ち込んだデジタルカメラによって資料を撮影することも認め、利用者の便に供することにした。

改めて言うまでもなく、従来現用・非現用と分離していた文書管理を一元化させ、文書利用の観点強く打ち出した公文書管理法が画期的な法令であることは間違いない。すべての国の機関や独立行政法人等に「国立公文書館等」が設置されるよう強く願っている。

しかし、法人の文書館職員として指定を受ける業務を行った立場からすると、「国立公文書館等」に求められるレベルは非常に高いものであり、特にガイドラインに詳細に記された内容を現実のものとしてできる施設がどれだけあるのか、いささか疑問を覚えざるを得ない。86ある国立大学法人のうち、今回申請し指定を受けたのがわずか6法人にとどまったのも、そうしたことが背景にあるのではなかろうか。もちろん、保存環境が整わず、利用者への対応も満足にできない施設を指定するわけにはいかないという事情も理解できるが、「国立公文書館等」という受け皿を持たない法人は、業務に直接関係ないと考えられる文書を順次廃棄していく可能性もある。いずれにしても、管理法体制は始まったばかりであり、当館としても問題があるとすればいかなる点なのか、今後実際に運営していきながら考えていきたい。

[日誌] (2010年10月～2011年3月)

- 2010 / 10 / 1 学外より、1960年頃の学生生活に関する照会。
- 10 / 5 企画展「語りかけるアーカイヴズ 大学文書館 10周年を記念して」開催（～12月5日、於・京都大学百年時計台記念館歴史展示室）。
- 10 / 13 学外より、戦時期資料の寄贈について照会。
- 10 / 13 清水助教、学術交流協定にもとづき来学したタイ・カセサート大学学生に京都大学の歴史について講義。
- 10 / 13 学外より、理学部教授小林稔に関する照会。
- 10 / 15 朝日新聞社、企画展およびアーカイヴズにつき取材。
- 10 / 19 福家助教、「公文書等の管理に関する法律の施行に伴う説明会」に出席（於・文部科学省講堂）。
- 10 / 22 藤井讓治大学文書館長が次期館長に再指名。
- 10 / 25 大学文書館教員会議。
- 10 / 29 学外より、文学部講師吉田三郎に関する照会。
- 11 / 2 甲南学園より、大学文書館施設見学のため来館。
- 11 / 5 長崎大学より、公文書管理法への対応に関する照会。
- 11 / 8 九州大学大学文書館より、京都帝国大学正門写真に関する照会。
- 11 / 9 二谷信太郎氏より、京都大学関係写真寄贈。
- 11 / 17 学外より、1960年頃の学生生活に関する照会。
- 11 / 18 朝日新聞社、河東倍男日記につき取材。
- 11 / 26 森克子氏より、『背中合せの本』Ⅰ・Ⅱ寄贈。
- 12 / 1 大学文書館教員会議。
- 12 / 1 学外より、『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』に関する照会。
- 12 / 2 関西サイエンス・フォーラムより、西島安則元総長肖像写真に関する照会。
- 12 / 4 京都橘大学より、大学文書館施設見学のため来館。
- 12 / 6 梅溪昇氏より、戦時期資料寄贈。
- 12 / 7 企画展「京大俳句」と一九三〇年代の京大」開催（～2011年2月6日、於・京都大学百年時計台記念館歴史展示室）。
- 12 / 7 読売新聞社、企画展につき取材。
- 12 / 9 学習院大学より、大学文書館業務・施設視察のため来館。
- 12 / 10 学外より、卒業生の戦死事実に関する照会。
- 12 / 10 徳村杜紀子氏より、中井正一関係資料寄贈。
- 12 / 10 経済学部同好会より、経済学部同好会関係資料寄贈。
- 12 / 14 福家、ベトナム訪問団に常設展示案内。
- 12 / 16 学外より、戦没者に関する照会。
- 12 / 20 大学文書館教員会議。
- 12 / 20 金子一夫氏より、吉田三郎関係資料寄贈。
- 2011 / 1 / 5 朝日新聞社、企画展につき取材。
- 1 / 8 西山准教授、「京大俳句」を読む会」講演会において「京大俳句」の頃の京大・三高」と題して講演。
- 1 / 17 大学文書館教員会議。
- 1 / 18 清水、「学習院アーカイヴズの開設を支援する公開研究会」において「大学アーカイヴズの理論と実践」と題して講演（於・学習院大学）。
- 1 / 18 福家、「中国の大学管理運営幹部特別研修団」に常設展示案内。
- 1 / 19 西山、大柿総務課法規企画室長とともに公文書管理委員会に出席。
- 1 / 19 学外より、戦前京大の中国人留学生に関する照会。
- 1 / 19 学外より、京都帝国大学留学生に関する照会。
- 1 / 24 辻本雅史氏より、小西重直関係資料寄贈。
- 1 / 24 日本医学会より、荒木寅三郎総長肖像写真に関する照会。
- 1 / 25 大学文書館運営協議会。
- 1 / 26 宇宙科学研究所より、公文書管理法への対応に関する照会。
- 2 / 2 関西学院学院史編纂室より、京都帝国大学関係写真に関する照会。
- 2 / 2 西山、自然科学系アーカイヴズ会合において「公文書管理法への対応について - 京都大学大学文書館の事例を中心に - 」と題して講演（於・核融合科学研究所）。
- 2 / 4 草野敏彦氏より、草野昌彦関係資料、佐野一彦関係資料等寄贈。
- 2 / 7 『京大俳句』を読む会より、『会報』寄贈。
- 2 / 8 テーマ展「時計台の昔と今」開催（於・京都大学百年時計台記念館歴史展示室）。
- 2 / 9 DNP 西日本より、山川健次郎書簡に関する照会。
- 2 / 14 歴史展示室映像ブース機器交換。コンテンツ3本追加。
- 2 / 15 大学文書館教員会議。
- 2 / 21 NHK 松山放送局より、第三高等学校写真に関する照会。

- | | |
|---|--|
| <p>2/21 福家、「公文書管理法制セミナー」出席のため出張（於・全国町村議員会館）。</p> <p>2/22 島津製作所創業記念資料館より、理化学機器の購入、納品、管理関係資料に関する照会。</p> <p>2/25 和田栄一氏より、三高関係資料寄贈。</p> <p>2/28 清水、金沢大学資料館へ出張。</p> <p>2/28 大学文書館教員会議。</p> <p>2/28 『京都大学大学文書館研究紀要』第9号発行。</p> <p>2/28 事務補佐員保坂詠美退職。</p> <p>3/3 日本医学会より、荒木寅三郎元総長肖像写真に関する照会。</p> <p>3/3 東京学芸大学より、大学文書館の業務・施設視察のため来館。</p> <p>3/3 南山大学より、大学文書館の業務・施設視察のため来館。</p> | <p>3/11 大学文書館教員会議。</p> <p>3/11 学外より、理学部教授井上健に関する照会。</p> <p>3/11 内閣府審議官など3名、大学文書館視察のため来館。</p> <p>3/14 東京大学より、大学文書館施設見学のため来館。</p> <p>3/18 毎日新聞社、歴史展示室取材。</p> <p>3/28 大学文書館教員会議。</p> <p>3/31 河合良一郎氏より、河合十太郎関係資料寄贈。</p> <p>3/31 『戦後学生運動関係資料』Ⅲ解説・目録』発行。</p> <p>3/31 常設展図録『京都大学の歴史』第二版発行。</p> <p>3/31 清水助教、退任。</p> <p>3/31 事務補佐員弘津愛退職。</p> |
|---|--|

大学文書館の動き

常設展「京都大学の歴史」の リニューアルを行いました

百周年時計台記念館1階歴史展示室の常設展「京都大学の歴史」は、2003年12月の開室から7年あまりが経過しました。大学文書館では、このたび全学共通経費の採択を受け、戦後改革以降の展示についてリニューアルを行いました。従来、戦後については「新制京都大学の発足」「高度経済成長期の京大」「近年の京都大学」と年代順に展示を展開していましたが、今回は、まず「新制京都大学の発足と再編」で1945年から1990年代前半までの組織・制度の変遷を概観し、次いで「戦後の学生たち」で同時期の学生生活や学生運動について紹介し、最後に「国立大学法人京都大学の発足」として近年の動向を法人化を中心に展示するというように、テーマ別の構成に改編しました。また、展示ケース内の資料も、新たに寄贈していただいたものを含めて入れ替えを行いました。

さらに、リニューアルに合わせて映像ブースの機器を交換するとともに、コンテンツも新たに3本（「京都大学文化財紹介」「京都大学 History ～建物は時を語る」「KYOTO UNIVERSITY（日本語、英語、中国語、ハングル）」を追加しました。

リニューアルされました常設展「京都大学の歴史」をぜひご覧ください。



人の動き（2010年10月～2011年3月）

- | | |
|--------------------------------------|---|
| <p>2010年10月22日</p> <p>2011年3月31日</p> | <p>藤井讓治大学文書館長が次期館長に再指名。</p> <p>清水善仁、大学文書館助教を退任。</p> |
|--------------------------------------|---|

届かぬ公開状

— 「大逆事件」が問うたもの —

京都大学大学文書館助教 福家 崇洋

今年、「大逆事件」で幸徳秋水ら無政府主義者の死刑が執行されてから100年目になる。今では聞きなれない「大逆」とは、敗戦後まであった刑法第73条「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」(いわゆる「大逆罪」)に由来する。

官憲が摘発したこの「事件」とは、大日本帝国の制度下でもっとも隠された「迷信」の暴露を話しあったものがあることだった。彼ら無政府主義者が考えた方法は、天皇に爆弾を投げつけ、当時「神」と宣伝された天皇も血の流れる人間であることを天下に知らしめることである。

もっとも、起訴された26名のうち話し合いに参加したのはわずか5名で、ここに加担していない7名をふくんだ計12名に死刑が執行された。官憲がこうまでして彼らを葬り去ろうとしたのは、彼らの「信念」が大日本帝国にとって危険であったからにほかならない。それは、天皇を中心とした大日本帝国の体制と「文明化」の美名のもと自他国民に実害を与えつづけるこの国の姿勢をラディカルに問いなおし、「無政府共産」の世界をきざきあげることである。

死刑宣告の筆頭にあがった幸徳秋水が社会主義から無政府主義者へと変化しはじめるのは、1905年の入出獄とその後の渡米(11月～翌年6月)がきっかけである。帰国の途につく前、幸徳はワシントンで同志の岩佐作太郎らと社会革命党を結党、宣言で「一人をして其の野心虚栄の心を満たしめんがために百万民衆常に侵略の犠牲になるの時に於て国家なるもの果して何の尊厳なりや」と告発した。

しかし、幸徳らのめざす「革命」を危険とみた官憲は、1910年5月から全国の社会主義者を次々に逮捕、翌月には幸徳も検挙された。こうした弾圧に対して、岩佐作太郎は遠いアメリカから「日本天皇及び属僚諸卿」へ

の抗議文を寄せた。「公開状」と題された同書は日本各所に送られ、そのうちの一通は「京都帝国大学生徒」宛であった。のちに『機密書類』(大学文書館所蔵、資料番号MP00107)に収められる同書で、岩佐は次のように訴えている。

願はくは郷等子孫の爲め、將た又世界万民の爲め速に、誤れる歴史、虚偽の徳教を抛擲し、無用有害の法規に拘泥する事を止め、世界の風潮、時勢の帰趨に鑑み、万人共樂の新社会建設の爲め、考慮せん事を囑望の至りに不堪也。

しかし、大学当局は「公開状」を回収して文部次官に報告、岩佐の訴えは京大生にはもちろん、「帝国臣民」にも届くことはなかった。

1911年1月18日、大審院で幸徳ら24名に死刑の宣告がくだされた。しかし、その翌日には、24名のうち半数が「恩赦」によって無期懲役に減刑された。「神」から「逆徒」への「恩情」が下々の「臣民」にむけて大々的に演出されたわけである。

死刑宣告からほどなく、幸徳は死について書いた手紙を送った。「愈々何も彼も千秋楽となった、おれも肩の荷が軽くなった様に覚える。死と言ふものは高山の雲の様なもので、遠方から眺めると大した怪物の様にも見えるけれど、近づいて見れば何でもないものだ。唯物論者にとっては、左右に振ってゐた柱時計の振子が停止したより以上の意義はない。」

1月下旬、「唯物論者」幸徳は、堺利彦ら同志たちと最後の面会をした。「難破船」に乗りあわせた他の被告の妻子を心配しながら、僕のために時間を費やすのは悪いからといって席を立った幸徳だったが、看守に連れられてドアの外に姿を消したと思うと、すぐに引きかえして、同志の顔を一人ずつじっとみつめた。互いの瞳が涙でくもるなか、幸徳は思いかえして出ていった。幸徳らの死刑が執行されたのはそれから数日後のことである。